

# 長野県環境審議会議事録

日 時：令和4年5月23日（月）

午後1時30分～午後3時18分まで

場 所：長野県庁本館棟 特別会議室

## 出席委員

打越綾子委員、梅崎健夫委員、大島明美委員、太田信子委員、  
大和田順子委員、加々美貴代委員、小林泰委員、清水勝彦委員、  
下平喜隆委員、手塚優子委員、林和弘委員、福江佑子委員、  
宮原則子委員、村上和久特別委員代理、今井清隆特別委員代理、  
堀内洋特別委員、山崎敬嗣特別委員

以上 17 名

# 長野県環境審議会議事録

## (令和4年度第1回)

日時 令和4年5月23日(月)  
午後1時30分～午後3時18分  
場所 長野県庁本館棟 特別会議室

|        |  |
|--------|--|
| 司会     | <p>定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第1回長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めます、私は環境政策課企画幹兼課長補佐の神津と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の審議会開催に当たりましては、13名の委員の皆様がネット回線を通じてのご出席となっております。</p> <p>始めに、委員の出欠の状況をご報告します。都合によりまして、伊藤委員、宮下委員のお二方からご欠席のご連絡をいただいております。また、ネットということで、今、太田委員がまだアカウントの確認が取れておりません。</p> <p>今のところ、本日の審議会につきましては、委員数19名に対しまして16名ということで、過半数の出席となっております。「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、猿田環境部長より挨拶を申し上げます。</p>                             |
| 猿田環境部長 | <p>皆様には、日頃から長野県の環境行政の推進に格別のご理解とご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。</p> <p>さらに本日は、令和4年度初となります第1回の長野県環境審議会にご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>4月の定期異動によりまして、私ども県のスタッフもメンバーが替わってございます。どうぞ今年一年よろしくお願いいたします。</p> <p>さて、現在の国際情勢、特にウクライナ情勢が、昨年来の物価高騰に拍車をかけている状況でございます。エネルギーや資源、食料など、私たちの経済や社会生活に多大な影響を及ぼし始めております。</p> <p>このうちエネルギー分野につきましては、既にEUなどにおきまして、再生可能エネルギーを最大限活用することによって、化石燃料依存からの脱却を早めようとしております。</p> <p>本日は、再エネの促進区域の設定基準についてもご審議をいただきますが、2050ゼロカーボンを目指す長野県といたしましても、</p> |

エネルギー自立に向けた取組をさらに強化していく必要があると  
考えているところでございます。

同様に海外依存度の高い資源につきましても、円安が追い打ち  
をかける形で生活必需品の相次ぐ値上がりを招いております。資  
源の有効活用という観点から捉えますと、ごみの減量化と資源の  
再生利用をさらに推進する必要があると考えておりまして、国に  
おきましても、サーキュラー・エコノミー、循環経済への移行を進  
めようとしているところでございます。

先月環境省から、一人一日当たりの一般廃棄物排出量の令和2  
年度の実績が発表されました。本県は、前年度に比べ9グラム減の  
807グラムとなりましたが、これは京都府に次いで全国で2番目の  
少なさでございました。惜しくも7年連続の全国1位は逃しまし  
たが、ごみの排出量は順調に減ってきておりますので、引き続き  
SDGsのゴールの1つであります、「つくる責任、つかう責任」を意  
識した循環型社会の実現を目指してまいりたいと考えておりま  
す。

さて、本日の議題でございます。次第でお示ししてございませ  
んとおり、4件の審議をお願いいたします。

1件目は、昨年12月に諮問いたしました「改正地球温暖化対策  
推進法に定める促進区域の設定に関する基準について」でござい  
ます。前々回及び前回の審議会で中間報告についてご議論いただ  
いた後、パブリックコメントの実施を経て、今回答申案として取り  
まとめをお願いするものであります。

このほか、「湖沼類型指定見直しについて」、「第二種特定鳥獣管  
理計画(第4期イノシシ管理)の策定について」及び「鳥獣保護区等  
の指定について」の3件について諮問をさせていただきます。

委員の皆様には、幅広い観点からご意見を賜りますようお願い  
申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。  
どうぞよろしくをお願いいたします。

司会

本日の審議会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止を  
図るため、幹事及び事務局につきましては、入れ替わりで適宜  
入退室をさせていただいておりますので、あらかじめご承知  
をお願いいたします。

次に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、次第、出欠名簿、会場図、そして諮問文の写  
し、会議事項の資料が資料1～7となっております。資料につ  
きまして、ご不足等はございませんでしょうか。

それでは、これから審議に移ります。

議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項  
の規定により会長が務めることとなっておりますので、梅崎  
会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

|              |   |
|--------------|---|
| 梅崎会長         | <p>それでは会長、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議長を務めさせていただきます。信州大学工学部の梅崎と申します。</p> <p>今回は第1回の審議会ということで、新任の委員の皆様もいらっしゃると思いますが、ご協力よろしくお願いいたします。早速議事に移りたいと思います。</p> <p>1件目は、(1)審議事項のア「改正地球温暖化対策推進法に定める促進区域の設定に関する基準について」でございます。昨年度1月の第4回審議会及び3月の第5回審議会での中間報告後、パブリックコメントの実施を経て答申案が示されているものでございます。</p> <p>それでは、幹事からご説明をお願いいたします。</p>   |
| 新納ゼロカーボン推進室長 | <p>この4月に着任をいたしましたゼロカーボン推進室長の新納と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>今ほどご説明がありましたとおり、前回ご審議をいただきました改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定に関する県の基準について、答申案をご説明いたします。</p> <p>資料1から始まる一連の資料をご覧ください。</p> <p>まず、本基準案につきましては、重複する部分がございますが、前回3月17日にご審議をいただいたところでございます。その後、4月1日に改正温対法の施行と関係省令の公布・施行が行われまして、同日から5月2日まで、基準案についてパブリックコメント及び市町村意見照会を実施したというところでございます。</p> <p>それでは、具体的な説明に入らせていただきます。</p> <p>資料1-1をご覧ください。こちらは、パブリックコメント及び市町村照会の実施の結果についての資料でございます。</p> <p>1にございますとおり、市町村照会において5市町村から6意見、また、次のページの2にございますとおり、パブコメにおいて6者から20件の意見を頂戴いたしました。</p> <p>概括いたしますと、農地や森林の機能、あるいは景観や眺望の保全の観点から厳しい基準とすべきとのご意見があった一方、こうした観点は重要だが、再エネの普及を進めるために緩やかな基準とすべき、あるいはより再エネの促進を強調すべきといったようなご意見がございました。</p> <p>まさに、森林・農地等の機能の維持と景観・眺望との調和を考慮しつつも、地域の実情に応じてメリハリをつけて、可能な場所はしっかりと再エネ導入を促進するという、本基準の原案の基本的な考え方、あるいは制度の趣旨と一致するものであると考えております。</p> |

それでは、以下主立った意見、多数ありますのでかいつまんでご説明させていただきながら、それに対応する対応を、資料の1-1と資料1-2、これは以前ご審議いただいた資料に若干の修正を加えたものでございますが、基準案の概要でございます。この2つの資料を行き来しながらご説明をさせていただければと考えております。

まず、資料1-1の1ページ目にある市町村の意見についてご説明させていただきます。

No. 1、2は、法令や条例で太陽光発電設備の設置が禁じられている場所については、促進区域から除外すべきというご意見でございます。これにつきましては、当然ながら太陽光発電設備はこういった禁止されているところでは設置できないこととなりますので、ご意見を踏まえまして、資料1-2の4ページにございまして、**「促進区域に含めることが適切でない認められる区域」**の右下の赤いところ、**「法律、法律に基づく命令、条例又は地方公共団体の執行上の規則により太陽光発電設備の設置が禁止されている区域」**というものを追加させていただくことにいたしました。

資料1-1に戻りまして、市町村意見のNo. 5をご覧ください。今回の基準案におきましては、元々原案において屋根ソーラーにつきましては基準の対象外とすることとしておりましたが、壁面に設置するもの、これも基準の対象外でよいのではないかとのご意見をいただいております。

元々野立てにつきましては、環境配慮や地域との調整を要するものとして今回の基準を設けるものでございますけれども、壁面については、屋根ソーラーと同様に、基準の対象外としても差し支えないと考えまして、資料1-2の2ページにございまして、基準の対象外を定めるところにおいて、壁面に設置するものを、元々の屋根上のところに追加したいと考えております。

続きまして、これからは2ページ目、パブリックコメント、いわゆる一般からのご意見についてご説明させていただきます。

パブリックコメントのNo. 1と2をご覧くださいと思っておりますが、いずれも農地の機能と景観の観点からのご意見でございます。No. 1は農地の太陽光発電への活用、景観と調和しながらも、再エネ普及を進めるべきであるといったご意見です。

逆にNo. 2につきましては、農地については、機能や景観の観点から、全て促進区域から除外すべきではないかとのご意見でございます。いずれのご意見、観点につきましても、私どもの基準案の検討過程において整理をさせていただいた観点ではございますけれども、お答えとしましては、原案にあるとおり、農地についてはその機能を重視して、生産性の高い農地については促進区域から除外するというようにしておりますし、まずは生産性の低い農地

の中でも、再生困難な荒廃農地から太陽光発電に活用するということを想定していると考えております。

一方で、農地や森林の機能を踏まえまして、農地としての再生や、山林に戻すということも含めて、地域の実情に応じて検討いただくと。こういったことをそれぞれの地域においてしっかり検討していただくということが重要であると考えております。

また、景観につきましては、元々原案にも書かせていただきましたとおり、その影響を考慮すべきということを盛り込ませていただいております。

また、景観という観点からは、次のNo. 3で、道路や鉄道から見える場所、これについて一律促進区域から除外すべきではないかといったご意見も頂戴いたしました。道路や鉄道から見える場所というのは、あまりにも広範囲に及びますので、これを一律に除外するということは現実的ではないと考えておりますが、原案においても、先ほど申し上げたとおり、景観については影響を考慮すべきということを盛り込んでおります。また、道路から一定の離隔を求めるといったことも、考慮事項として盛り込ませていただいておりますので、そういった形での対応をしているということをお答えしたいと思っております。

そのほかにも、農地や森林の機能、あるいは景観への配慮からのご意見はいくつかございまして、個別の説明は割愛させていただきますが、No. 11、12、13、この辺も同様のご意見となっております。

また別の観点からのご意見としてはNo. 4、後ほど出てまいりますNo. 9、今般の基準を再エネ事業者への規制のような形でご理解なさった上で、事業者を厳しく制限する必要性を訴えられるご意見もございました。

まず、前提といたしまして、今回の基準は事業促進を図る区域であるところの促進区域の設定基準でございますので、事業者への規制といった性質のものではございません。その上で、この制度上、区域内で地域と調和した事業として、地域脱炭素化促進事業と法律上定められているものに認定をされるためには、事業者には、計画の提出や地域の実情に応じた環境保全の取組が求められることになっております。こういった形で、事業者に対して、もし認定を受ける場合には適切な対応を求めていくという制度設計になっております。

こういった制度の趣旨とか位置付けについては、正しくご理解をいただけるように、市町村などを通じて説明をしてまいりたいと考えております。

続きまして、2ページ目のNo. 6をご覧ください。ここからは、主に積極的に太陽光発電の普及を図るべきではないかといった観

点からのご意見を紹介させていただければと思います。

No. 6は、配慮が必要な区域でも事業の促進を図るべきではないか、あるいは促進区域内での地域脱炭素化促進事業の実施が想定される場所の例示を基準案にお載せしているところですが、この例示をもっと増やすべきではないか、少ないのではないかとといったようなご意見でございます。

まず、配慮が必要な区域につきましては、必ずしも事業実施ができないというのではなく、土地の機能や環境影響をしっかりと考慮した上で事業実施、またはその前提にあるところの促進区域に指定するという事は全く妨げられるものではございません。

また、事業実施箇所の例示についてのご意見につきましては、具体的には資料1-2の6ページ目に掲載しておりますが、この例示した箇所はあくまで例示でありまして、市町村の取組の中で今後さらによい活用事例などがあれば、積極的に我々としては展開していきたいと考えております。

また、ついでにご説明させていただきますと、例示箇所の表記について、変更点④というのがございます。修正前は、「促進する区域」という表記になっておりましたが、あくまで地域の実情に応じてご判断をいただくべきものでして、一律に促進するといった印象を与えないように、「想定される箇所」という文言に訂正させていただいております。

資料1-1にお戻りいただきまして、No. 7をご覧ください。このご意見は、学校については配慮が必要な区域ではないのではないかとといったご意見でございます。学校につきましては、環境アセスにおいて、一般的に生活環境の保全について配慮すべき対象であるとされておりますので、元々の原案のとおり、学校及びその周辺を配慮が必要な区域とすることが適切であると考えております。

No. 10をご覧ください。地域脱炭素化促進事業の実施箇所の例示につきまして、大型スポーツ施設も追加してはどうかのご意見でございます。先ほどご覧いただきました資料1-2の6ページでございますけれども、上から2番目に書いてある「大型商業施設」、これと同様、大きな事業地であると同時に大きな敷地等を有するものが多いと想定されますので、同様で並びで、例示箇所に追加することと考えております。

他にもご意見がございましたが、主立ったものはご説明させていただいたかと思っております。

これらを踏まえまして、基準案・答申案につきましては、資料1-4、こちらが答申の案となっておりますが、資料1-2でもって、今ほどの内容を反映させていただいたものでございますので、詳細の説明は1-4については割愛させていただければと思いま



す。

この後、答申をいただきましたら、27日（金）に予定されておりますゼロカーボン戦略本部会議におきまして、長野県ゼロカーボン戦略の一部改定という形で、資料1-3のように、その一部に組み込まれるということになります。

資料1-3をご覧くださいと思います。こういった形で、ゼロカーボン戦略の一部に組み込み、別添という形でつけることを想定してございます。

こういった立て付けになりますのは、温対法の規定におきまして、促進区域の県の基準については、地方公共団体実行計画の区域施策編に位置付けるとされておりまして、本県においては、この区域施策編というものが、ゼロカーボン戦略に相当するものになりますので、この中に位置付けるという手続きを取らせていただくものでございます。

そして、この基準が策定されました後は、実際にこれからは市町村において促進区域の設定が進められていくということになります。作るだけでなく、しっかり活用していただくということが重要かと思っておりますので、県としましては、市町村と連携をしっかりと密にしまして、再エネの拡大、地域や環境との調和・両立、こういった本制度の趣旨を市町村としっかり共有しながら、この活用が進んでいくように支援を行っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。ありがとうございます。

梅崎会長

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言お願いいたします。

宮原委員、どうぞ。

宮原委員

それではお願いいたします。最初に、資料1-2の1ページ目の趣旨のところ、あくまでもこれは私の希望ですけれども、「趣旨」の文章の一番最後の段のところに「本県では、2050ゼロカーボンに向け、地域と調和した再生可能エネルギーを促進するため、促進区域の設定に関する基準を策定する」とありますが、2050ゼロカーボン達成に向けて、「県民が一丸となって」という言葉がいろいろなところに出てきておりますので、ここでも、「再生可能エネルギーを促進するために、市町村と一体となって」というような、市町村をサポートするということを付け加え、例えば「市町村と一体となって進めていく、策定する」というように加筆していただけたらなと思いました。

あと2つありまして、やはり同じ資料の1-2の7ページの一番最後に、「地域近隣住民との合意形成の努力」というところがあります。

私自身、「発電所設置反対」といったような立て看板が立てられているのを何年も前から見たことがあります。地域住民との合意形成というのは市町村にとってもすごく大変なことだと思います。また、市町村からの提出意見の中に「中山間地域では対象区域の設定が難しい」といった意見もあり、市町村が設定する上でいろいろな困難なことが出てくるだろうと思います。

そういったときに、例えば県から専門家の方を市町村に派遣するといったサポート体制をお考えになっていらっしゃるのでしょうか。以上が2つ目です。

3つ目ですけれども、やはり同じ7ページの一番下に、「地元資本の事業者との連携」という項目があります。このところで、資金調達についてまでは言及されていないのですが、私は、資金調達についても言及されたほうがいいのかと思います。

例えば、地元の中小企業が環境配慮型経営への転換を目指す、あるいは環境ビジネスの創出に取り組む、といった場合には、資金が必要であり、こういった資金調達を支える ESG 投資の仕組みを作ることが必要だと思います。以上3点、意見というか、希望を述べさせていただきました。お願いします。

梅崎会長

分かりました。幹事のほうから、よろしくお願いします。

新納ゼロカーボン推進室長

それではご説明させていただきます。ご意見ありがとうございます。

今、3点ご意見をいただきました。まず、1点目ですが、「趣旨」の中に「県民一丸」「市町村と一体となって」といったエッセンスを盛り込んでどうかといったご意見を頂戴いたしました。まさに県民一体となってやっていくということが重要かと思えますし、市町村との協力・連携、これが欠かせないということは、先ほども申し上げたとおりですので、今いただいたご意見を踏まえまして、こちらに何かしらそういったエッセンスを加えることについて、検討させていただければと存じます。

また、2点目でございますけれども、合意形成について、市町村は非常に苦勞するというご指摘を頂戴いたしました。県といたしましては、先ほど市町村の支援をしていきたいと申しあげましたけれども、具体的には、現時点において市町村で合意形成をする際に、専門家や地域の方を呼んで協議会を設けるといった場合につきましては、現在協議会の運営について補助をするという仕組みを持ってございますので、こういったものの活用も、ぜひしていただけるように、市町村に対してしていきたいと。

また、専門家の派遣ということで具体的な御提案を頂戴いたしました。まさにこの専門家の派遣というところも、私どもは日頃か

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | <p>ら連携してやらせていただいております信州ネットともしっかり連携を取らせていただいております、専門家のマッチング・紹介といったこともできればやっていきたいと考えているところでございます。</p> <p>いずれにしても、市町村としっかり連携しながら、求められている支援というの、ニーズもしっかり聞きながらこれから支援をしっかりとやっていきたいと思っております。</p> <p>3点目につきましては、真関次長から。</p>   |
| <p>真関環境部次長</p>      | <p>環境部次長の真関でございます。3点目の資金調達についても研究をというご意見に対してお答えさせていただきます。</p> <p>この部分でございますが、皆様方にも昨年度ご審議をいただき決定をいただきましたゼロカーボン戦略の中において、再エネの普及・拡大に限らず、例えば省エネであったり、産業界でゼロカーボンに向けた気運を高めるという部分で、環境配慮型の企業への融資、あるいは県自身もグリーンボンド等を発行して、そういった機運を高めていくということにも言及させていただいております。</p> <p>今回、促進区域の設定ということで、部分的ではございますが、ゼロカーボン戦略全体としましても、そうしたことを念頭に置いて書かれておりますので、そうしたエッセンスはこの中に生かされているということでご理解をいただければと思っております。</p> |
| <p>梅崎会長</p>         | <p>大変貴重な意見をいただきました。ただし、この推進区域の設定ということでもありますので、どのようにそこに盛り込んでいくか少し検討していただけてということになるかと思っておりますけれども、宮原委員、よろしいですか。</p>  |
| <p>宮原委員</p>         | <p>すみません、最初の私の要望に対するご回答をいただいていたときに、マイクに雑音が入っていて、最後のところは聞き取れたのですが、貴重な時間申し訳ないのですが、もう一度お聞かせいただけますか。</p>  |
| <p>新納ゼロカーボン推進室長</p> | <p>もちろんです。聞こえますか。新納です。失礼いたしました。恐らく今おっしゃったのは1点目の趣旨のところでしょうか。申しあげましたのは、ご指摘の趣旨はまさにおっしゃるとおりだと思っております。県民一丸ということもそうですし、市町村と一体と、今おっしゃいましたけれども、しっかり連携しながらやっていくということが必要なことであるということは重々認識してございますので、この概要、あるいは基準の中でもそういった要素を盛り込んでいければと思っております。具体的なものについては検討させていただければと思っております。</p>  |

|              |   |
|--------------|---|
| 宮原委員         | どうもありがとうございました。分かりました。  |
| 梅崎会長         | 引き続き、打越委員、どうぞ。  |
| 打越委員         | <p>ありがとうございます。今回の地球温暖化対策に向けて一番肝になるのは、資料1-2の3ページと6ページの、要は少しブレーキを踏む部分と、こういうところはぜひともというところが明確に示されているところがすごく大事だと思います。</p> <p>改めて市町村の担当者によく説明していただきたいのですが、そのときに気をつけることは、市町村の担当者の中でも、詳しい人もいればそうでない人も、既に相当分かっているという人と、今年異動してきたばかりで分からないという人がいて、さらに1年、2年たてば本当に2~3年ごとに人事異動していく。ある意味、県庁以上に素人な、例えば町村地域のほうが問題になりやすいじゃないですか。例えば、荒廃地が広がっているとか、広い場所があるというのは、町村地域で問題になっていると思います。町村地域の職員さんでありますと、必ずしも専門的な知識を持っているとは限らないと思います。「この問題は、あの担当者のときに一応合意形成したよね」と言っておきながら、3年ぐらいたつと「何でそのときそれを認めたんだっけ」と分からなくなるので、人事異動を越えてもきちんと連携が取れるように、あるいは人事異動のリスクがあるということも含めて、市町村にきちんと記録であるとか、後から見て経緯が分かるということは大事だと思います。再生可能エネルギーの施設の問題というのは、結構長期にわたっていろいろ論争になると思うので、その異動を越えた長期的連携の体制というか、そういうものを意識して説明会をやっていっていただきたいと思いました。以上です。</p> |
| 梅崎会長         | 何かよろしいですか。  |
| 新納ゼロカーボン推進室長 | <p>ご意見ありがとうございます。実は、まさに私も4月に着任したばかりですけれども、私はしっかりと引き継ぎをいただきましたので、全く難なくやらせていただいておりますが、ご指摘がありましたとおり、例えば町村であれば1人の職員の責任も非常に重かったり、引き継ぎのタイミングで全部引き継ぎきれなかったりいろいろな課題もございます。</p> <p>町村が特にいろいろな問題を抱えている、この支障事案なども多いと、こういった観点ももちろんご指摘のとおりかと思しますので、今ご指摘いただいたような記録や経緯をしっかりと残していただきたいということを、合意形成の話の中でしていくことは重</p>  |

|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>要であると思いました。</p> <p>また、今回法律の中に促進区域の設定に当たって協議会を設けるということもできることになっておりまして、まさに会議体の中での議論であればしっかり記録に残っていくかと思しますので、そういったものの活用も考えていただけるように説明をしていきたいと考えております。ご意見ありがとうございます。</p>  |
| 梅崎会長      | <p>打越委員、よろしいですか。</p>   |
| 打越委員      | <p>ありがとうございます。町村で議事録の取り方も慣れていないとか、そういうことが本当にすごくあります。また、委員の公表もしていない自治体も町村ではありますので、時代のことも考えて、そういったテクニックももしかしたら指導してあげる必要があるかもしれません。よろしくお願いします。</p>  |
| 梅崎会長      | <p>他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは、他に発言がないようですので、この案件の取り扱いにつきましてお諮りいたします。いくつか委員の皆様からご意見をいただきました中で、幹事の方で反映できる部分はしていただき、字句については会長に一任という形で答申させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、本件につきましてはそのように決定いたします。どうもありがとうございました。</p> <p>次は、審議事項イ「湖沼類型指定見直しについて」でございます。</p> <p>本件は、湖沼における環境基準の類型指定の見直しに当たり、水質汚濁防止法第21条第1項の規定により、当審議会に意見を聞かれているものでございます。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いいたします。</p> |
| 仙波水大気環境課長 | <p>水大気環境課長の仙波でございます。資料2-1「湖沼類型指定見直しについて」をお願いいたします。</p> <p>水質汚濁に係る環境基準につきましては、環境基本法に基づきまして、人の健康の保護に関する基準と生活環境の保全に関する基準が定められております。このうち、人の健康の保護に関する環境基準は全国一律となっておりますけれども、生活環境の保全に関する基準につきましては、1の「概要」に記載のとおり、類型といたしまして、段階的な基準が定められております。その水域の利</p>   |

用目的等を勘案して、複数の都道府県にわたる水域を除き、都道府県知事が類型を指定することとされております。県内では、現在 39 河川 15 湖沼が類型指定されております。

また、県で類型指定を行う場合、本審議会に諮問し、答申をいただいた上で決定することとしております。

県内湖沼の類型指定の状況につきまして、資料 2-2 をお願いいたします。

1 ページ目には、湖沼の有機汚濁の指標であります COD 等に係る類型指定の状況を示しておりますけれども、先に下の表をご覧ください。まず、環境基準の適用における湖沼ですが、「COD 等」と書いてある横には、小さな文字で恐縮ですが、括弧内に湖沼の定義が記載してございます。「天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m<sup>3</sup>以上で、かつ、水の滞留時間」、これは貯水量を河川等からの流入量で割ったものになりますけれども、それが「4 日間以上である人工湖」、天然湖沼と一定の条件に合致する人工湖が湖沼に該当するというところでございます。

それから、表の一番左の欄に記載の類型別に各項目の環境基準の値を記載しておりますが、環境基準値の欄の 2 番目が化学的酸素要求量、COD でございます。最も厳しいのが AA 類型で、1 mg/L 以下、次いで A 類型では 3 mg/L 以下、B 類型で 5 mg/L 以下、一番緩い基準であります C 類型では 8 mg/L 以下となっております。

表の左から 2 番目の列には、それぞれの類型の利用目的を記載しております。それぞれの内容は、ページの下のところ「注」として記載しているとおりでございます。例えば、その湖沼が水道水源として利用されている場合、簡易な浄水操作を行うのか、高度な浄水操作を行うのかによって、水道 1 級から 3 級に区分されておまして、水道 1 級に該当すれば AA 類型、水道 2 級・3 級では A 類型が対応するというのが基本的な考え方になります。

上の表に戻りまして、県内の湖沼の指定状況です。下から 4 番目に記載がございす丸池と、丸池の括弧内に書いてあります琵琶池、これはそれぞれ環境基準の測定地点を設けておりますので、別の湖沼としてカウントいたしまして、計 15 湖沼になります。最も厳しい AA 類型は 4 湖沼、残りの 11 湖沼が A 類型として指定されているという状況でございます。

令和 2 年度の COD の環境基準の達成状況を見ますと、基準を達成しているのは、上から白樺湖、蓼科湖、猪名湖（松原湖）、丸池、琵琶池、味噌川ダムの 6 湖沼で、環境基準の達成率は 40% という状況です。

それから、この表の右から 2 列目の達成期間でございます。イ・ロ・ハに区分されておまして、環境基準の達成を目指す期間といたしまして、ページの下のほうにも記載がありますけれども、イは

直ちに達成、口は5年以内に達成、ハは5年を超える期間で達成という分類になってございます。

表の一番右の列には、類型指定の種類と指定の年月日が記載してございます。上の3つ、天竜川水系、諏訪湖関係ですけれども、昭和46年に当時は国が指定いたしましたけれども、現在は県の指定となっております。それ以外の湖沼は、ほとんど昭和51年に県が類型指定をしまして、一番下の味噌川ダム貯水池は、平成21年に国が指定したという状況となっております。

参考資料の次のページをご覧ください。こちらは、湖沼の植物プランクトンが増殖する要因となる、要するに汚濁の原因ともなるわけですけれども、窒素・燐の類型指定の状況をお示ししております。下の表にもございますとおり、窒素・燐については類型をローマ数字のⅠからⅤに区分しております、県内では6つの湖沼について類型指定がなされております。

諏訪湖は昭和59年、青木湖・中綱湖・木崎湖の仁科三湖は昭和60年、野尻湖は平成元年に順次指定を行いまして、味噌川ダムは、先ほどのCODと同時に、平成21年に国が指定しているという状況でございます。

また、窒素・燐の基準が両方適用されているというのは諏訪湖のみでございます、その他の湖沼では、燐の基準のみ適用されているという状況でございます。

恐れ入りますが、資料2-1にお戻りください。

水域類型の指定は、利水の変更、水質の変化等に伴いまして、適宜改訂するものとされておりますけれども、県内では、先ほど申し上げた当初の類型指定以降、改訂が行われていない状況にございますため、今回は湖沼の類型指定の見直しについて諮問させていただくものでございます。

2に、今回湖沼の類型指定の見直しを検討する理由を記載してございます。

まず「湖沼を取り巻く環境の変化」ということでございます。湖沼、内湾など、いわゆる閉鎖性水域の一部では、近年、栄養塩類の不足による漁獲量の減少、あるいは養殖ノリの色落ちなど水産資源への影響が顕在化しております。

それに伴いまして、国におきましては、令和3年に瀬戸内海環境保全特別措置法を改正いたしまして、一定の管理計画の下で、特定の海域に排水からの栄養塩類の供給を可能とするなど、特に閉鎖性水域におきましては、従来の水質浄化のみではない豊かな水環境への転換期にあるという状況でございますので、そうした観点を踏まえた検討が必要になっていると考えております。

2つ目の理由といたしましては、本年3月に本審議会に諮問させていただきました第五次長野県環境基本計画と、その水環境保

全の部分を位置付けます第七次長野県水環境保全総合計画の策定作業を進めているところでございまして、このタイミングで湖沼の類型指定についても見直しを適切に行うことで、当該計画にも反映させてまいりたいと考えております。

3つ目の理由といたしましては、令和2年度の県内の河川の水環境基準の達成率は98.6%と、ほぼ全ての河川で基準を達成しており、これは、全国平均の93.5%と比較しても5ポイント以上高い状況となっております。

一方、先ほど申し上げましたとおり、令和2年度の県内の湖沼の水環境基準達成率は40.0%で、これは全国平均49.7%を下回る状況となっております。

もちろん、達成率が低いから類型を下げればよいという単純な議論ではございませんけれども、水域の利用目的や水質浄化の取組の状況も勘案いたしまして、湖沼については類型指定が妥当であるか検討する必要があると考えております。

3の「類型指定の見直しの考え方」でございます。(1)対象水域につきましては、国指定であります味噌川ダムを除きます14湖沼を対象といたします。検討の観点といたしましては、(2)に記載しております水域の利用目的等の変化を踏まえまして、現状の類型指定が適切かどうかという観点で、まずは検討したいと考えてございます。

例えば、野尻湖につきましては、長野市の水道水源となっておりますけれども、平成17年に水源としての利用は廃止されてございます。全ての対象湖沼につきましては、指定当初から利用目的の変化が生じていないか調査を行った上で、検討を進めてまいりたいと考えております。

その他、窒素、磷につきましては、6湖沼が指定されているという状況ですけれども、現状を踏まえて、類型指定が必要となる湖沼はないか、あるいは達成状況につきましても、様々な水質浄化の取組が進められているところですので、そうした状況を踏まえて、変更する必要がないかなど検討してまいりたいと考えております。

次のページをお願いいたします。

梅崎会長

ウェブで参加の皆様、資料は見えておりますか。  
どうぞ、続けてください。

仙波水大気  
環境課長

スケジュールにつきましては、4に記載のとおりです。5にも記載させていただきましたが、この湖沼の類型指定の見直しにつきましては、専門的な見地からの検討が必要になってまいりますので、学識経験者から成る専門委員会を設置させていただき



|                       |  |
|-----------------------|--|
| <p>梅崎会長</p>           | <p>まして、本審議会に中間報告など行いながら検討を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>参考資料の資料2-2の3ページには、類型指定の概略を図としてお示ししております。4ページには、根拠法令等の抜粋を掲載しておりますので、こちらについては、後ほどご確認いただければと考えてございます。</p> <p>私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>どうもありがとうございました。途中、資料が映っていない時間がありました。たぶん手持ちのもので見られたかと思えます。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら発言をお願いいたします。</p> <p>福江委員、どうぞ。</p> |
| <p>福江委員</p>           | <p>ご説明ありがとうございました。分からないことがありまして、ご質問させていただくのですが、この環境基準の達成率が、長野県では40%程度ということですが、教えていただきたいのは、先ほど資料2-2でご説明いただきました各湖沼の類型が書かれている表ですが、このうちどれが環境基準を達成していて、どれが達成していないかはどこを見れば分かるでしょうか。</p>  |
| <p>仙波水大気<br/>環境課長</p> | <p>その環境基準の達成状況については、先ほど口頭では申し上げたのですが、この表には記載してございません。不親切だったと反省しております。もう一度説明させていただきます。このCOD等の15湖沼が並んでおりますが、令和2年度に達成しているのは、上から2番目の白樺湖、3番目の蓼科湖、それから4番目の猪名湖（松原湖）、下から4番目の丸池、隣にあります琵琶池、一番下の味噌川ダム貯水池の計6湖沼で達成しております。15分の6ということで40%というカウントになります。資料が分かりづらくて申し訳ございませんでした。</p>   |
| <p>福江委員</p>           | <p>ありがとうございました。先ほどのご説明の中で、類型指定を見直すということは単純にランクを下げるという意味ではないとありましたが、長野県として目標の達成率、目標とすべき達成率や、現状特に達成していない湖沼に関して見直しを行っていくという理解でよろしいでしょうか。</p>  |
| <p>仙波水大気<br/>環境課長</p> | <p>もちろんそういう達成率、現状の何年間かの水質の平均がこの基準と照らしてどうかという観点もございしますが、類型というのは、先ほどご説明しましたとおり、利用目的との対応という部分がございます。</p>  |

|               |  |
|---------------|--|
|               | <p>まずは、その利用目的が指定した当初から変わっている部分はないかを検討した上で、類型指定の妥当性を検討させていただき、さらに最近の水質の傾向、トレンドから見て、この先かなりたたとないと基準の達成が難しいとか、あるいは湖沼によっては人為的な汚染はほとんどなく、それ以外の自然系のものしかないとか、そういうところの状況も併せて検討しながら、総合的に判断していくことを考えております。現状で環境基準を達成していないから見直すということではなくて、まずは利用目的などから検討してまいりたいと考えております。</p>  |
| 福江委員          | <p>分かりました。どうもありがとうございました。</p>  |
| 梅崎会長          | <p>引き続き、大和田委員、どうぞ。</p>   |
| 大和田委員         | <p>ありがとうございます。私がお聞きしたいのは、なぜ達成できないというか、全国平均に比べて低いのか1つ疑問であるのですが、一方検討の観点の中で、水域の利用目的の中に漁業というのはないのかどうか、それから生物多様性。近年内水面漁業が注目されていて、河川や、琵琶湖などは最たるものですが、そういったところでどうやってタンパク源を獲得していくか、食料の安全保障みたいな話になってくるわけですが、長野県の湖沼でそういった水産業がどのように流れているのか分かりませんが、水域の利用目的や生物多様性の観点といったものも、ぜひ検討項目に入れていただければと思ひまして、コメントいたしました。</p>  |
| 梅崎会長          | <p>どうぞ。</p>  |
| 仙波水大気<br>環境課長 | <p>まず、1点目の全国と比較して環境基準の達成率が低い理由というところでございますが、普通に考えると、長野県は全国的に見ても水のきれいなところですので、環境基準の達成率も全国より高いのではないかと考えられると思いますが、基準の設定が段階的になっているという中で、例えば全国ではC類型というのはないのですが、B類型という湖沼はそれなりの数ございます。</p> <p>県内はAA類型もあり、AA類型のCODの1mg/Lという基準はかなり厳しいというのが現実的なところでございまして、全国的に見ても、AA類型で環境基準を達成しているのは20%程度という状況でございます。</p> <p>そんなような形で、端的に申し上げれば全国一律の基準ではないというところが理由の1つだと思ひますけれども、そういった面も含めて、今回検討させていただきたいというところでございます。</p> |

|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>それから、2つ目の質問にございました漁業、あるいは生物多様性という観点での類型指定の考え方はないのかという部分ですけれども、漁業での利用というところにつきましては、この利用目的の中で水産1級、2級、3級という部分もございます。漁業中心にどんな水産生物を利用されているかという観点はここに出てまいりますので、漁業での利用の観点というのは検討してまいります。</p> <p>ただ、生物多様性という観点は、直接的にはここには導入されておりませんで、ご指摘いただいた点はもっともだと思えますけれども、そのあたりは、例えば自然環境保全とかそういうようなところ、あとは生態系全体を考えた場合に、望ましい湖沼の水質はどうかというところを併せて検討する中で、そういった観点も含められればと考えております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 梅崎会長      | 大和田委員、よろしいですか。   |
| 大和田委員     | <p>委員会で検討されて、次回またこの環境審議会にこの件が上がってくると思うのですが、その際には、湖沼別の達成状況やそういったデータもぜひ付け加えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p>   |
| 梅崎会長      | <p>私のほうから。類型が先なのか利用目的が先なのかが分かりにくかったのですが、やはり利用目的に合わせた類型でその基準を守るというのが基本的な法律の立て付けでしょうか。</p>   |
| 仙波水大気環境課長 | そのとおりでございます。   |
| 梅崎会長      | その上で、利用目的が変わったので類型も変わるというのが基本的な考え方なのですね。   |
| 仙波水大気環境課長 | そうです。国からも、それは適切に見直すようにという通知も出ているところでございます。   |
| 梅崎会長      | <p>分かりました。</p> <p>他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>他にご発言がないようですので、この案件の取り扱いにつきましてお諮りいたします。本件につきましては、さらに専門的に検討していく必要があると思われますので、専門委員会で調査・検討を行っていただき、検討結果を本委員会にご報告していただいた上</p>   |

で、再度審議いただくことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議ございませんので、それでは、本件につきましてはそのように決定いたします。どうもありがとうございました。

次に審議事項ウ「第二種特定鳥獣管理計画（第4期イノシシ管理）の策定について」でございます。本件は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画を策定するに当たり、当審議会に意見を聞かれているものでございます。

それでは、幹事からご説明をお願いいたします。

小澤鳥獣対策室長

林務部鳥獣対策室の小澤と申します。よろしく申し上げます。

それでは、私のほうから資料3-1になりますけれども、第二種特定鳥獣管理計画（第4期イノシシ管理）の策定についてご説明申し上げます。

資料の1「計画策定の目的」です。保護管理により、イノシシと人との緊張感あるすみ分けの実現を図り、農林業被害の軽減及びイノシシの地域個体群の長期にわたる安定的維持のほか、人身被害発生防止を図ることを目的といたしまして、いわゆる鳥獣保護管理法に基づき、知事が計画を定めるものでございます。

2の「計画の期間」です。平成29年度からの第3期計画が、本年度をもって終了することから、引き続き令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の第4期計画を策定して、イノシシの管理を実施しようとするものでございます。

計画の策定変更に当たっては、鳥獣保護管理法の規定に基づき、県の環境審議会の諮問が必要とされておりますので、今回諮問をさせていただくところでございます。

3の策定に向けてのスケジュールです。本日諮問をさせていただく案件につきましては、専門的な内容となります。また、第3期計画までの経緯を踏まえた検討が必要となりますので、例年のおり、特定鳥獣保護管理検討委員会とその下部組織であるイノシシ専門部会で検討をいただきたいと思いますと考えております。

今回の検討の経過につきましては、11月をめどに本審議会に中間報告をさせていただきたいと考えております。

4の「対象地域」です。これまでと同様県下全域で実施してまいりたいと考えております。

続きまして、5の「イノシシに関する現状」を説明させていただきます。この図1にありますとおり、濃い灰色で塗られた箇所、これがイノシシの生息が確認されている地域となります。一番左の

地図は、昭和 54 年時点、中南信地区を中心としておりましたが、平成 15 年、平成 28 年と、徐々に長野県北東部に拡大しまして、現在は、ほぼ県全域で生息が確認されている状況となっております。

次の 2 ページ目をご覧くださいと思います。こちらに記載してあるとおり、イノシシは個体数変動が激しい動物でありまして、現時点では、生息密度であるとか生息数を推定する実用的な方法が確立されておられません。

このため、生息数の把握が困難な状況ではありますけれども、令和 3 年度に県が実施した、鳥獣保護管理員、あるいは猟友会の方々を対象としたアンケートでは、5 年前と比較して、回答者の約 7 割が「イノシシの生息数が減少した」と回答されています。

また、現計画期間中の大きなトピックの 1 つであります令和元年に発生しましたいわゆる豚熱がありますけれども、その豚熱発生以降の生息状況に関する質問に対しましては、回答者の約 7 割が、「生息数は減ったが生き残っている個体がいる」と回答されております。

このため、今触れました豚熱の影響を踏まえた継続したモニタリング、これを行っていき、生息動向を注視していく必要があると考えております。

なお、狩猟時の目撃効率、捕獲効率の推移という参考指標を、こちらのグラフに載せております。こちらはあくまでも参考の指標となりますけれども、やはり豚熱の影響と思われるけれども、減少傾向にあるというところがございます。

次、(2)「被害の発生状況」です。図 2 の農林業被害の推移はグラフのとおりになっておりまして、これまでの農地周辺の侵入防止柵の設置であるとか、捕獲、緩衝帯整備による生息環境対策のいわゆる総合的な対策の効果によりまして、平成 22 年度以降、被害額は 10 年連続で減少しております。

しかしながら、この減り方が近年かなり鈍化傾向にございまして、さらに量的には依然として多くの農林業被害が発生しておりますので、引き続きこれらの対策を推進する必要があると考えております。

次にイの「人身被害」につきましては、平成 24 年度以降毎年 1 ～ 2 件の被害が発生している状況で、特段大きな変動はないような状況にございます。

次の 3 ページ目をご覧くださいと思います。先ほど豚熱について触れましたけれども、令和元年に野生イノシシへの豚熱感染が木曾地域で確認されて以降、家畜衛生部局等と連携をしながら、野生イノシシにおける感染確認検査、捕獲強化等の対策を実施してまいりました。

この図3にあるように、感染イノシシというのは県内では減少傾向となっております。令和3年の9月に軽井沢町で確認されて以降確認されていなかったのですが、先週、また同じ軽井沢町で1件の陽性確認がされております。数カ月も出ていない状況で久々に出たという状況になっておりますけれども、長野県の近県におきましては、このような野生イノシシの陽性が最近も確認されておりますので、この豚熱に関しては、全国的には引き続き対策を行う必要がある状況です。

(4)「捕獲の状況」です。イノシシの捕獲の状況は、被害を出している個体を減らすというのが効果的でございますので、被害地周辺での有害捕獲を主体に実施しているところでございます。

図4の捕獲頭数の推移のとおりです。平成21年度の第1期計画の策定以降、6,000頭以上で推移しておりましたけれども、令和2年度は有害捕獲と狩猟を合わせて約3,500頭の捕獲数となりまして、前年度の半数程度となります。

この半減した要因というのは、先ほどの説明のとおり、豚熱の発生によりまして令和元年度に捕獲を強化したこととか、あとは感染によって野生イノシシの死亡で生息数が減少したと考えております。

次の4ページ目をご覧くださいと思います。

6の現計画の概要です。管理の基本方針としては、生息環境対策、被害防除対策、捕獲対策の3本を組み合わせる総合的な被害防除対策を集落ぐるみで実施することとしております。

対策の実施に当たりましては、県、市町村、農林業団体、集落の住民等と関係者が共通意識の下に連携して取り組めるよう、野生鳥獣被害対策チームが必要な助言及び指導を行うこととしております。

次の7ですが、以上のような現状、現計画等を踏まえまして、基本的には第3期計画の目標であるとか管理の考え方というのは踏襲することとして、引き続き総合的な被害防除対策というものを推進してまいりたいと考えています。

また、特に留意すべき点として3点挙げさせていただいております。1点目は、令和3年度に実施しました実態調査の結果ですが、広域的な侵入防止柵を設置した集落では、担い手不足であるとか、保守点検費用の確保等困難であるというようなことや、河川・道路等からイノシシに侵入されるというような防止柵の維持管理の課題が明らかになっております。このため、こういったことも含めて、今後の専門部会等で課題の改善について検討してまいりたいと考えております。

2つ目ですが、これは現計画にも記載しておりますが、引き続き重要な課題ということで、錯誤捕獲への対応です。県内では、イノ

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>シシ等の有害捕獲において、ツキノワグマやカモシカ等の錯誤捕獲が発生しているということがございます。引き続き錯誤捕獲防止への対応は検討してまいりたいと考えております。</p> <p>3点目は先ほども触れました豚熱等の感染症対策です。豚熱もそうですが、国内で発生しているマダニ等による人と獣の共通した感染症について、これもイノシシもそうですが、人にもうつる可能性があるということで、捕獲者等への注意喚起というものも検討する必要があるのではないかと考えております。</p> <p>繰り返しになりますけれども、豚熱に関しましては、個体数の変化にも影響し得るものですので、でき得る範囲で注視していく必要があると考えております。</p> <p>説明は以上になります。</p>   |
| 梅崎会長     | <p>ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>福江委員、どうぞ。</p>  |
| 福江委員     | <p>ご説明どうもありがとうございました。いくつかご質問させていただきたいと思えます。</p> <p>イノシシの場合、個体数推定が非常に難しいということで、モニタリングは継続していくということですが、このグラフにありますように、モニタリング方法としては、SPUE や CPUE を基準にしていくというのかというのが第1点目です。</p> <p>あと、豚熱によってかなり個体数が減少したという印象があるわけですが、捕獲強化もされたということで、たしか農政部を中心にえさにワクチンを混ぜていろいろなところに配布したということがありましたが、その効果はあったのかどうかということもお尋ねしたいと思います。</p> <p>あと4ページ目で、保護管理の実施方法として4点挙げてあります。そのうち侵入防止柵の設置を基本とするとありますが、これに関しては、たぶん個別の農作物を守るというか、農地を守るというか、それに電気柵は含まれていないのではないかと、この意味合いからは取れます。やはりイノシシの場合、産子数が多いので、いかに増やさないかという対策が重要になってくると思えます。ですので、農作物の管理、電気柵を含めた農作物の管理ということを引きちんとここに明記する必要があるのではないかと考えています。以上です。</p> |
| 小澤鳥獣対策室長 | <p>ありがとうございました。個体数のモニタリングの関係ですが、先ほど説明しましたけれども、ご指摘いただいたように、こういった目撃効率だとかというものも1つの指標になり得るのではない</p>  |

かと思っておりますので、どんなものを指標にしていくか、どんな方法でモニタリングをしていくかということも含めて、今後の部会、検討委員会等でも検討していただければと考えております。

2点目の豚熱のワクチン効果ですが、今、手元に数字がないのですが、確実に抗体を持ったイノシシは県内に増えました。その結果は明確だったのですけれども、やはり世代交代等により、抗体を持ったイノシシの割合もだんだん減っていく状況にありますので、そういったことも踏まえた経口ワクチンの散布も引き続き農政部等と連携してやっているところでございます。

3点目の柵ですが、電気柵、電柵についてのお話もありましたが、電気柵も有効な方法の1つであると認識しておりますので、当然電気柵も1つの手段として考えておりますし、ご指摘いただいたように確かに寄せ付けないというか、誘因物を置かないというのもイノシシにおいても非常に重要な視点だと思いますので、そういったものも含めていろいろ計画の中に盛り込んでいくことも必要ではないかと考えておりますので、また検討させていただきたいと思います。

福江委員

どうもありがとうございました。

梅崎会長

引き続き、打越委員、どうぞ。

打越委員

ご説明ありがとうございました。質問が1点とリクエストが2つ3つという感じです。まず質問ですが、これは単純な質問で、自分が軽井沢に住んでいるからですが、軽井沢で久方ぶりに豚熱の陽性反応が出たという事案について、なぜ軽井沢かというか、そのあたりをどんなふう読んでいらっしゃるかを伺いたいと思います。全国各地で出ているのでどこで出てもおかしくないと思うのですが、そのあたりをどう懸念し、一市民としてどう心構えを持つべきか伺いたいというのが1点目の質問です。

リクエストは、まず、これまで特定鳥獣の管理計画を1年ずつ少しずつ少しずつニホンジカをやったり、カモシカをやったり、クマをやったりして改定を進めてきていますけれども、そのたびに主張して少しずつ良くなってきたかと思うのは、何のための計画かをちゃんと県民にアピールする前書きや前文や、その書き振りですね。長らく専門家による専門家のための報告書のような計画書になってきたのを、少しずつ変えてきたと思いますので、そのことを意識した書き振りにしていただきたい。県民にこの問題を理解してもらうための書き振りを意識していただきたいというのが1点目です。

その次のリクエストが、要は何のためのイノシシの特定管理計



画なのかということ、短い言葉できちんと県民に分かりやすく説明できるような、副題ではないですが、スローガンとか、サブタイトルのようなものを出せるかどうかが県の姿勢だと思います。恐らくそれは今の説明ですと圧倒的に農林業被害対策と豚熱対策になっている。本当は元々は資源管理で、本来おいしいお肉として食べさせてもらってきていたものだと思うのです、イノシシというのは。

ですから、元々は資源管理だったものが、少なくとも昨今では被害対策と豚熱対策が前面に出てしまっていて、容赦なく個体数を減らしていかなければいけないというようなことをきちんと県民に伝えるような短いメッセージが必要かと思いました。前文で訴えるだけではなくて、何が本質かをきっちり明示していただきたいというのが2点目です。

そうやって被害対策がメインになりますと、今の概要の説明をしていただいたときも、4ページのところ「保護管理の基本方針」「保護管理の実施方法」と書いてありますが、ほとんど「保護」ではないですね。資源として保護するという発想がほとんどなく、ここに「保護管理」と書いてあると専門用語的には仕方ないのですが、そういったことも含めて、何のための計画か、単語選びも含めて、読んでスッと通る計画にしていきたいと思います。それ以外は、専門家にお任せするとしか言えないかと思っております。以上です。

梅崎会長

何か。

小澤鳥獣対策室長

まず、質問でございますが、何で軽井沢かというところですが、すみません、なぜかという部分については現時点では分からないのが正確なところ。恐らくは群馬県側との行き来も関係しているのではないかと推測はされますけれども、確たることは言えない状況でございます。

それに対する部分ですが、先ほどの説明の中でも触れたように、基本的には全国的にはまだまだ続いている現象でありますので、今後長野県内においてもこういった陽性の事例が増えていく可能性もあるということで、当然まず1番目の問題は飼っている家畜の豚への感染防止でございますけれども、あとはいわゆる野生イノシシを扱う側といたしましては、特に捕獲への強化も今後出てくる可能性もありますし、狩猟者、捕獲者を通じた感染拡大というものを防ぐ必要も今後出てくることもあり得るので、そういった心構えは常に持つておかなければいけないと思っております。

そのほか何点かリクエストをいただきましたけれども、非常に重要なご指摘だと思いますので、特に県民へのメッセージ、分かり

|          |   |
|----------|---|
| 梅崎会長     | <p>やすく本質を突いてというところがございますので、そこは肝に銘じてしっかりと踏まえてやっていきたいと思っています。</p> <p>あと、「保護」や「管理」という単語は、我々も非常に悩ましいところではありますので、そういった言葉の使い方も含めて、今後の検討の中でいろいろやっていきたいと思っております。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>引き続き、太田委員、お願いします。</p>   |
| 太田委員     | <p>太田です。質問が3点あります。第4期では消毒対策、消毒液等の配布はあるのでしょうか。第3期のときは消毒液の配布がありました。それを使って感染していかないようにということをしていたのですが、それが第4期もあるのかということ。</p> <p>それから2つ目は、これからもイノシシを捕獲した場合穴に埋める対策をしていくのかということ。もう一つは、よく聞かれるのですけれども、食べられるのはいつ頃でしょうかという質問をよく聞きます。以上3点、よろしく願いいたします。</p>  |
| 小澤鳥獣対策室長 | <p>質問を3点いただきました。消毒液の配布ですが、これは今のところやる予定はございません。</p> <p>2点目の捕獲後埋めるということと、3点目の食べられるということは非常に関係しておりまして、先ほどご説明のとおり、豚熱の関係で、県内ほぼ野生イノシシの生息域で捕れたものについては、陰性が確認されない限りは流通ベースで出せないということになっておりますので、ご指摘のとおり、野生イノシシというのは食肉として非常に魅力的なものでございまして、ジビエとしてぜひ活用していきたいものではあるのですが、残念ながら、今の豚熱の感染状況だと、ほぼほぼ出回ることはできない、自家消費のみということになってしまっているのが現状でございます。</p> <p>ですので、この豚熱の感染次第ということですので、いつということは、現時点では申し上げることはできないという状況でございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 梅崎会長     | <p>太田委員、よろしいですか。</p>  |
| 太田委員     | <p>ありがとうございました。</p>   |
| 梅崎会長     | <p>少し時間が押していますが、他にご意見等ございますか。よろしいですか。</p> <p>(意見なし)</p>   |

他に発言がないようですので、この案件の取り扱いにつきましてお諮りいたします。本件につきましても、さらに専門的に検討していく必要がございます。専門委員会で調査検討を行っていただき、検討結果を本審議会に報告していただいた上で、再度審議していただくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。どうもありがとうございました。

次に、審議事項エ「鳥獣保護区等の指定について」でございます。本件は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定により、当審議会の意見を聞かれているものでございます。

それでは、幹事から説明をお願いいたします。

小澤鳥獣対策室長

引き続き、私のほうから説明させていただきます。

資料4になります。「令和4年度 鳥獣保護区等の指定について」でございます。

この鳥獣保護区等につきましては、いわゆる鳥獣保護管理法に基づく制度でありまして、その指定などに際しては、環境審議会の意見を聞くこととされておりまして、

今回諮問させていただく案件につきましては、この1の表にありますとおり、3件の再指定についてです。3件とも、指定期間は令和4年11月1日から令和14年10月の10年間を予定しております。

次に、2、3、4に、各特別保護地区の再指定の趣旨がございます。それぞれの区域について、特に鳥獣の保護繁殖を図るため良好な鳥獣の生息環境となっている地域として、大規模生息地であるとか、あるいは森林鳥獣生息地に特別保護地区に指定するものでございます。

計画策定のスケジュールを5以降に記載しております。2ページ目になりますが、本件につきましては、今後鳥獣専門委員会を設置させていただきまして、現地調査も含めて検討いただいた上で、答申をいただければと考えております。

参考までに、その下に鳥獣保護区等の種類というものを載せておりますが、今回諮問させていただくのは、この一番上の鳥獣保護区特別保護地区についてでございます。

これにつきましては、鳥獣保護区のうち、特に重要なエリアを指定するもので、この区域におきましては、狩猟の制限だけでなく、一定の開発行為も制限されるというものでございます。

3ページ目をご覧くださいと思います。こちらに地図がご

ざいます。3件、三峰川上流、のぞきど、風吹岳がこちらにあるとおりの位置になっております。

それでは、地区ごとに概要を説明させていただきたいと思います。

4 ページ目をご覧くださいと思います。時間の関係もございいますので、2の(2)の三峰川上流につきましては、伊那市東部、南アルプス仙丈ヶ岳の南部に位置し、希少な自然環境が保全されているということ。当該地域には、ニホンカモシカをはじめ、クマタカなどの希少猛禽類も生息しており、高山帯にはライチョウも見られる鳥獣の生息地としては非常に重要な地域でございいますので、特別保護地区に再指定をしたいと考えております。

2の(3)ですが、保護管理方針としては、鳥獣保護地区内での行為許可等に条件を付す等により、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう管理してまいりたいと考えております。

次の5ページ目をお願いしたいと思います。3の総面積、4,914 ha、この内訳は記載のとおりでございいます。当該区域全域が南アルプス国立公園に指定されております。

次の6ページ目をお願いします。4の(2)には生息する鳥獣類が記載されております。ヤマネ、オコジョなどの小型の希少な種、鳥類ではライチョウ、イヌワシ等が生息しているということでございいます。

飛ばしまして、9ページ目です。この諮問に先立ちまして、利害関係者から意見をいただいておりますが、全員が賛成となっております。

続きまして、2件目、のぞきど地区の概要になります。当該特別保護地区につきましては、区域内に森林公園があるとともに、鳥獣の生息する種類が豊富、かつ個体数の多い地区である。引き続き鳥獣の生息環境の保全が必要であるため、特別保護地区に再指定するものでございいます。

このページの2の(3)にあるとおり、保護管理方針は、関係機関と連携を図り、鳥獣保護管理員の巡視等によりまして、適正な管理を図ってまいりたいというところでございいます。

次の12ページ目、総面積は170 ha、内訳は記載のとおりでございいます。

次の13ページ、4の(1)、この地域というのはのぞきど高原の一部に位置しまして、標高が800~1,100mの高原で、湿地帯も見られるということです。

生息する鳥獣類は4の(2)にありますとおり、カモシカ、ツキノワグマ、イノシシなどの大型哺乳類から中型哺乳類まで、多くの種類が生息しております。

15 ページ、こちらの地区におきましても、事前に関係者の意見をいただいております、全員から賛成意見をいただいております。

3カ所目、風吹岳地区でございます。17 ページをご覧くださいと思います。当該特別保護地区は、希少な自然環境が保全されておりまして、鳥獣の生息環境には好条件を備えているということ。ですので、こうした広範囲の生息域を確保し、多様な鳥獣保護、増殖を図るため再指定するものでございます。

2の(3)の保護管理方針ですが、定期的に巡視し、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意することとともに、生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育等の活用を図ってまいりたいと考えている地区でございます。

18 ページをご覧くださいと思います。総面積が116 haでございます、一部が中部山岳国立公園の特別地域に指定されております。

19 ページ、4の(1)、当該地区につきましては、北アルプス最北部に位置しまして、標高1,700m~1,900mという高標高に位置するということで、(2)に記載してあるとおり、鳥類につきましてはライチョウ等、獣類についてはカモシカ、ツキノワグマ等の種類が生息しているということでございます。

20 ページにつきましても、利害関係者から意見を聞いておりまして、全員から賛成の意見をいただいております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

梅崎会長

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

福江委員、どうぞ。

福江委員

どうもありがとうございました。2件あって、1件コメントを申し上げたいと思います。

1つ目は、前回の文章を基に作られたと思いますけれども、野生鳥獣の名称に関して、何か基準になる名称をお使いになられているでしょうか。といいますのは、例えば「オコジョ」「ホンドオコジョ」「テン」という名称が出てきていますけれども、これが実は世界哺乳類標準和名目録においては、「ホンドオコジョ」は「オコジョ」、「テン」は「ニホンテン」と呼んでいます。

なので、何か基準を設けての名称の統一をやっていただきたいということが1点目です。

2点目が、私もこの審議会の委員を務めさせていただいて何年もになりますが、以前も加々美委員からコメントがあったり、私も

意見をさせていただいたことがあります。捕獲頭数に関して、保護区か保護区外かの数の記載ではなくて、市町村ごとの記載になってしまっています。実際保護区があることで増えているといわれる方も多いのですが、やはり保護区としての意義ですとか、実際たぶんこの高標高域でもシカの捕獲は進められると思うのですが、保護区か保護区外かできちんと分けて捕獲頭数を書いていたきたいと思います。

農作物被害に関しては、なかなか分けて考えることは難しいかもしれませんが、やはり保護区、特に今回は特別保護区になりますが、保護区か保護区外かで捕獲頭数を記載していただきたいと思います。以上です。

小澤鳥獣対策室長

ありがとうございました。名称につきましては、しっかりと研究させていただきたいと思います。

捕獲頭数につきましては、なかなか把握が難しいところもございますけれども、委員がおっしゃるように、保護区というものの意義の明確化は確かに必要かと思っておりますので、できるだけそういったものを反映させたような計画になるといいと思っておりますので、また検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

福江委員

よろしく申し上げます。

梅崎会長

他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

他に発言がないようですので、この案件の取り扱いにつきましてお諮りいたします。本件につきましても、さらに専門的に検討していく必要があると思われまます。専門委員会での調査・検討を行っていただき、検討結果を本委員会に報告いただいた上で、再度審議していただくことにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、本件につきましても、そのように決定いたします。どうもありがとうございました。

引き続き、報告事項に移ります。

まず、報告事項ア「長野県地球温暖化対策条例の改正について」でございます。昨年度3月の第5回審議会の報告事項にも挙げておりましたが、時間の関係で説明を省略させていただいた事項です。

それでは、幹事から説明をお願いいたします。

|                     |  |
|---------------------|--|
| <p>新納ゼロカーボン推進室長</p> | <p>改めまして、ゼロカーボン推進室長の新納でございます。</p> <p>資料5「長野県地球温暖化対策条例の改正」につきまして、ご報告いたします。</p> <p>本条例改正につきましては、12月の審議会において、まず改正案についてご説明させていただいたところでございますけれども、今ほどご紹介のありましたとおり、3月はご説明する機会がございませんでしたが、その後3月15日に県議会より議決をいただいた上で、3月24日に公布されたというところです。</p> <p>こちらの資料にもございますとおり、交通の分野における多数の者が利用する施設への充電設備の設置の努力義務、また再エネの分野における県民及び事業者に対する再エネ設備の設置及び再エネ利用に関する努力義務などにつきましては、3月24日の公布日に合わせて施行されたところでございます。</p> <p>また、真ん中の建物分野における建築物の環境エネルギー性能等の検討結果の届出義務の対象の拡大や、新築住宅の省エネ性能等の報告義務及び公表制度の創設につきましては、一定の周知期間を経まして、来年4月1日から施行するという事となっております。</p> <p>制度の詳細につきましては、12月にご説明した内容から変更はございませんので割愛させていただきますが、これからは、施行済みの交通・再エネ分野の努力義務規定、令和5年4月1日に施行の建物分野の義務の規定、これらいずれもしっかりと周知を図っていく段階かと考えておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>手短かではございますが、以上で説明とさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。</p> |
| <p>梅崎会長</p>         | <p>ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。ありませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、以上幹事からの報告ということでご承知願います。ありがとうございました。</p> <p>次に、報告事項イ「長野県立自然公園条例の改正について」でございます。こちらにつきましても、昨年度3月の第5回審議会でご説明を省略させていただきました事項です。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いいたします。</p>  |
| <p>新津自然保護課長</p>     | <p>自然保護課長の新津です。よろしく願いいたします。</p> <p>資料6をお願いいたします。「長野県立自然公園条例の改正について」です。</p>   |

こちら、去る2月県議会で条例改正の一部改正案が可決されまして、今年度から、可決後の条例が施行されておりますので、概要等をご報告いたします。昨年12月の審議会で改定の内容についてはご説明をしておりますので、経過等について若干触れさせていただきます。

「改正の趣旨」のところにございますけれども、自然公園法が昨年5月に改正されたことに伴いまして、県の条例も改正いたしました。これによりまして、国立公園、国定公園、それから県立自然公園において、全て同一の利用面での施策が強化され、保護と利用の好循環を促進する仕組みが整ったということになります。

改正の概要ですけれども、大きくは2つ柱があります。1つは、地域主体で取組の手続きを制度化するというものです。制度には、自然体験のアクティビティを促進する仕組み、利用拠点の整備をする仕組みができました。

これによりまして、計画的な整備ができるようになって、個別に行っていた許可や認可が不要となります。もう一つが、県立公園の保安全管理の充実というものでして、サルやクマなどの野生動物への餌付けの規制を新設しましたほか、公園の管理を行う公園管理団体の指定要件を緩和して、参画する団体の指定を促すといったような仕組みが設けられました。

改正の期日でございます。一番下にあります令和4年3月15日に一部改正条例案が可決されまして、3月24日に県報登載、4月1日から施行されております。

なお、罰則規定がありますので、それについては周知期間を設けて7月1日となっております。

2ページ以降は12月のときと同じ資料を付けさせていただきますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

梅崎会長

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言お願いいたします。何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言なし)

それでは、以上幹事からの報告ということでご承知を願います。どうもありがとうございました。

次に、報告事項ウ「温泉審査部会について」でございます。温泉審査部会は、長野県環境基本条例第31条の規定により当審議会に設置されており、本日は、昨年度の温泉審査部会の審議状況について報告していただきます。

それでは、幹事からお願いいたします。



谷地薬事管理課長補佐兼薬事温泉係長

私は、温泉法を所管しております健康福祉部薬事管理課薬事温泉係長の谷地奈央美と申します。よろしくお願いいいたします。温泉審査部会の事務局を兼務しております。

それでは、令和3年度の温泉審査部会の審査状況につきましてご報告申し上げます。

資料7をご覧ください。温泉審査部会は、温泉法及び長野県環境基本条例に基づき設置され、温泉法による土地の掘削、動力装置などについて、知事からの諮問に基づき調査・審議を行っております。

条例により、温泉審査部会の決議をもって環境審議会の決議とすることができることとされていることから、前年度の部会の決議状況を審議会に報告するものであります。

委員は2に記載のとおり、信州大学工学部の中屋教授に部会長を務めていただいているほか、弁護士、水質・地質・地熱発電などの専門家に加えて、温泉利用施設の管理者など、現在8名で構成されております。令和4年1月20日に改選を行いました。

2ページをご覧ください。3に記載のとおり、3年度は6月2日、9月16日、1月26日の3回開催いたしました。

4の審査及び行政処分の件数ですが、温泉法第3条による土地掘削許可につきましては、新規の申請が5件あり、許可答申としました。そのうち2件は地熱開発の調査のための掘削でした。

次に、温泉法第11条による増屈、または動力の許可でございますが、動力装置について1件の申請がありました。動力装置につきましては、温泉をくみ上げるために水中ポンプなどの動力装置を設置する場合に必要とされるところでございます。許可答申としたところでございます。

以上説明しました事項以外には、審査案件等はございませんでした。

以上、ご報告申し上げます。

梅崎会長

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言お願いいいたします。何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、以上幹事からの報告ということでご承知願います。ありがとうございました。

以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

全体を通して何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

よろしければ、本日の議事を終了し、議長の務めを終了させてい

|    |  |
|----|--|
| 司会 | <p>ただきます。どうもありがとうございました。</p> <p>梅崎会長、委員の皆様、本日は長時間にわたりありがとうございました。</p> <p>また、途中スムーズに行かないところがございまして、ご迷惑をおかけしましてお詫びを申し上げます。</p> <p>以上で、本日の審議会を閉会させていただきます。</p> <p>なお、次回の審議会は7月14日木曜日を予定しております。</p> <p>本日は、大変お疲れさまでございました。</p> |
| 一同 | <p>ありがとうございました。</p>  |